

大学分科会の審議状況について

1. これまでの審議経過

- 第6期の大学分科会は、第5期までの審議を踏まえ、本年2月以降、以下の3つの事項について、重点的に検討を進めている。

1. 教育の質の保証・向上の推進について、
(例：学位授与や教育課程の方針の明確化、グローバル化に対応した教育)
2. 機能別の分化と連携の推進について、
(例：大学が使命（ミッション）を明確化した教育研究の展開)
3. 大学の組織・経営基盤の強化、
(例：ガバナンスの強化、経営基盤の強化)

- 8月24日には、これまでの主な論点を取りまとめており、その際、上記の3つの事項に関連して、今後の審議の進め方を示した。

(ア) 大学教育を通じた共通基盤の確立（学士課程における学生受入れ／教育課程

- の編成／学位授与の方針の明確化、大学院教育の実質化）
- 学士課程教育について、H20年の答申「学士課程教育の構築に向けて」に基づく改革の成果と課題を踏まえ、今後、更なる展開について検討。
- 大学院教育の充実について、H23年の答申「グローバル化社会の大学教育」を取りまとめた。そこで掲げた制度改正など、今後、具体的に検討。

(イ) 機能別分化の進展への対応

- 今回、当面の支援策を取りまとめ（後述）。

(ウ) これらのための、学内ガバナンスの強化

- 今後、(ア)の作業と並行して、国内外の状況を調査しながら検討を進める。

2. 機能別分化の進展への対応の観点から、大学の取組を支援する方策

- H17年の答申「我が国の大教育の将来像」で、大学の持つ主な機能として7つを例示し、一定の提唱はされたものの、その支援策をより具体化し、一層推進することが求められている。そこで、今回、当面の支援策を取りまとめた。

(大学の機能として例示されたものとしては、○世界的な研究・教育拠点、○高度専門職業人の養成、○幅広い職業人の養成、○総合的な教養教育、○特定の専門的分野の教育・研究、○地域の生涯学習機会、○社会貢献、の7つがある)

機能別分化の進展への対応のための大学の取組の支援策

(1) 機能別分化の進展に対応した取組への財政支援

- ・テーマを細分化せず、全学的なイニシアティブによる新たな展開を推進。
(大学の使命の明確化／組織的・体系的な教育／教学のガバナンス)
- ・大学教育のグローバル化を充実。
- ・こうした事業に関し、厳格な事業評価と、他大学での活用を重視。

(2) 大学の教育活動の可視化

- ・各大学の特色などの教育情報を、進学希望者、産業界など、国内外の幅広い者に分かりやすく公表する仕組み（大学ポートレート（仮称））を早期整備
(諸外国ではこうした仕組みが急速に進展している)

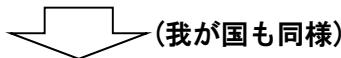
(3) 大学を支援する団体の役割の充実

- ・機能別分化への対応や質保証を進めるため、大学を支援する団体の自主的・自律的な活動を充実。

(参考) 大学教育の主要課題について

1. 歴史的・国際的に確立された考え方 (大学制度の発祥 → 近現代)

- 大学は、歴史的・国際的に確立された共通の考え方により、
 - ・高度な教育と、それを支える研究を行い、
 - ・自主的・自律的に活動し、
 - ・大学固有の性格に基づいて学位を授与する、
- 団体であり、こうした仕組みが、各国で制度的な保証を受けているもの。



(我が国も同様)

2. 我が国の大学法制 ((明治～) 戦後 → 現代)

- 大学に、一定の社会的役割や公益を実現する目的が設定され、それに沿って制度的な体系（法制）が整備。この体系の中心が、大学固有である学位制度。

【教育基本法】

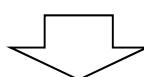
第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【学校教育法】

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第104条 大学は…、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を…授与するものとする（短大卒業者には短期大学士の学位を授与）。



(今日的な要請に照らし、学位を授与する課程の確立・充実をどう進めるか)

3. 現在の大学教育の主要課題 (質の保証・向上のため)

- 学位課程に関し、2つの観点と、その効果的な実施が主要課題

（「21世紀答申」(H10) や「将来像答申」(H17)～）

(1) 大学教育を通じた共通基盤の確立

- ・入学・修学・卒業にわたる教育方針：「学士課程答申」(H20)
- ・大学院教育の実質化の推進：「大学院答申」(H17, H23)

(2) 各大学の個性・特色の発揮

- ・「将来像答申」で機能別分化への対応に言及
⇒ 各大学の使命の明確化



成果と課題を踏まえた更なる展開

【課題(ア)】



支援策の具体化

【課題(イ)】

あわせて、これらのためのガバナンス強化

【課題(ウ)】

また、震災後の我が國の人材育成のあり方、
産業・就業構造の変化、グローバル化の進展、] を踏まえて審議。

中央教育審議会大学分科会のこれまでの主な論点について

平成23年8月24日
中央教育審議会 大学分科会

1. 審議に当たっての基本的な考え方	1
(1) 大学を取り巻く状況	1
(2) 大学教育の課題	2
(3) 今回の論点整理と今後の審議の進め方	3
2. 機能別分化の進展への対応の観点から、大学の取組を支援する方策	6
(1) 機能別分化の進展に対応した取組への財政支援	6
(2) 大学の教育活動の可視化	8
(3) 大学を支援する団体の役割の充実	10
(4) その他	11
補足1：今後さらに審議を深めるべき関連意見	12
補足2：審議に関連する資料	17

中央教育審議会大学分科会のこれまでの主な論点について

平成23年8月24日
中央教育審議会 大学分科会

1. 審議に当たっての基本的な考え方

(1) 大学を取り巻く状況

(国内外の課題と大学の役割)

現下の国内外の諸情勢を見ると、様々な分野にわたって大きな変化や困難な課題が生じている。エネルギー・地球環境に関する持続可能性の確保、食料・医療・健康など、人類として取り組むべき課題は深刻さを増しており、また、国際的には、アジア地域の経済活動の一体化の進展、グローバル化の進行と経済競争の激化、価値観の対立や流動化などが見られる。国内に目を向けると、少子高齢化と労働力人口の減少、厳しい経済情勢での雇用への懸念、財政状況の悪化、社会の安全・安心の確保などに取り組みながら、我が国としての成長力を確保していくことが課題となっている。これらの多くは、以前から指摘されてきたものであるが、東日本大震災後の我が国・地域の復興という文脈の中で、その重要性は一層顕著なものとなっている。

こうした課題への対応に当たり、世界の動向を理解し、想定外の事象があつても自ら判断して、リーダーシップをとれる人材の養成、また、地域社会を支え、産業・就業構造等の変化に持続的に対応できる教養と専門的知識・能力を備えた人材の幅広い育成が求められている。こうした観点から、大学（以下では、短期大学を含む。）が全体として、また、各大学がその理念・特色に応じて果たさなければならない現代的役割が大きくなっている。

大学を含む学校教育制度としての教育は、人格の完成を目指して行われ、とりわけ、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を展開させることを目的としている。大学はその責務を果たすべく、学問を通じて、学生が、自ら主体的に考えて判断する力を培い、卒業後の社会的・職業的な自立に資するよう、その教育研究機能を充実・強化していくことが必要である。

(ユニバーサル・アクセスと機能別分化の進展)

社会や学生の多様なニーズに対応する中で、我が国の大学進学率は、57%に達している（平成22年度56.8%，平成23年度（速報値）56.7%）ものの、諸外国の大学進学率の上昇はさらに著しく、7割を超えている国も少なくない。各国では、学生や労働力の流動性の高まりに対応すべく、大学のアクセスの充実とともに、その教育研究機能の充実・強化に懸命に取り組んでいる。

我が国も、これまでの社会、産業・就業構造等の在り方を全体的な視野から見つめ直し、新たな発展・成長を見出す上で、大学教育へのユニバーサル・アクセス（いつでも自らの選択で適切に学べる機会の整備）を確保しつつ、社会との対話を通じて不斷の改善を図りながら、その教育の充実を図ることが不可欠である。

とりわけ、我が国の大学教育は、諸外国と比較して、幅広い年齢層や、多様な国・地域からの学生の占める割合が低いことが指摘されており、大学が、自らの特色や強みを生かし、幅広い年齢・国籍・性別の者が学ぶための環境の充実が求められる。

(2) 大学教育の課題

こうした問題意識を背景とし、これまでの改革の進展や、国際的な動向に照らして、我が国の大改革で急がれる課題として、以下の3つが挙げられる。

- (ア) 大学教育を通じた共通基盤の確立（学士課程における学生受入れ／教育課程の編成／学位授与の方針の明確化、大学院教育の実質化）
 - (イ) 機能別分化の進展への対応
 - (ウ) これらのための、学内ガバナンス強化

これらの課題について、大学分科会として、順次議論を取りまとめていく必要がある。

(3) 今回の論点整理と今後の審議の進め方

① 機能別分化の進展への対応について

上記(ア)から(ウ)のうち、(1)の「機能別分化の進展への対応」については、平成17年の答申で一定の提唱はされたものの、その支援策をより具体化し、一層推進することが求められている。

そこで、今回、後述のとおり、当面の支援策を取りまとめることとした。

【機能別分化について】

- 平成17年の答申「我が国高等教育の将来像」では、大学が併有している機能の例を挙げ、これらの機能の比重の置き方の違いによって、大学が分化することを想定した（・世界的研究教育拠点、・高度専門職業人養成、・幅広い職業人養成、・総合的教養教育、・特定の専門的分野の教育研究、・地域の生涯学習機会の拠点、・社会貢献）。
- この機能別分化の考え方は、大学が7つに種別化されることを意味するものではなく、大学の個性・特色が、教育研究活動として具体化される際には、極めて多彩なものとして表現される。
- グローバル化・情報化等の進展が著しく、社会が大きく変化しつつある状況に柔軟に対応していくためにも、各大学が、社会や学生の様々なニーズに対応して、多様な教育研究に取り組むことが重要である。

各大学には、それぞれの使命の実現にふさわしい教育課程、学生支援、学内の各種の組織等を整備し、教育の質を保証することが求められる。

② 大学教育を通じた共通基盤の確立について

一方で、(ア)の「大学教育を通じた共通基盤の確立」のうち、学士課程教育に関しては、平成20年の答申を通じた議論の蓄積があり、現在、各大学において、この答申に基づく改革が進展している。

大学分科会としては、今後、学士課程教育の充実に関し、これまでの成果と課題を踏まえながら、その更なる展開を議論することとする（その際、大学教育部会で検討を進め、その結果を基に、大学分科会として審議することとする）。

【学士課程教育について】

- 平成20年の答申「学士課程教育の構築に向けて」により、学生受入れ・教育課程編成・学位授与の3つの方針の確立を提起しており、これに基づく改革が進展している。
- 大学教育部会では、こうした成果と課題を踏まえ、現在、以下の3つを中心テーマとして検討を行っている。
 - (ア) いわゆる「学士力」について：各大学で重点を置く機能や使命に照らしながら、修得すべき知識・能力を明確化すること、また、その充実。
 - (イ) 教育内容・方法について：特に、学生の学習量とその密度に着目し、その充実を促進すること。
 - (ウ) 学内体制について：学長のリーダーシップによる運営と、教職員の職能開拓認識の共有を通じた運営改善。

また、大学院教育については、平成17年と23年の答申で大学院教育の実質化に関する方向性を提起しており、各大学と国において、答申に掲げた改革への着手が進むよう期待する。

大学分科会としても、引き続き、答申で掲げた事項のうち制度的対応などについて審議することとする。

【大学院教育について】

- 平成17年の答申「新時代の大学院教育」と平成23年の答申「グローバル化社会の大学院教育」で、大学院教育における実質化の具体的な方向性を提起した。
- 上記の平成23年の答申には、今後の事業展開や制度的な対応の方向性も含まれており、こうした提言に基づき、平成23年8月には、文部科学省により、今後の大学院の施策の方向性を示した「第二次大学院教育振興施策要綱」が取りまとめられている。

③ 学内ガバナンスの強化について

(ウ)の「学内ガバナンス強化」については、(ア)の検討と並行して、諸外国の現状や国内の優れた取組などを調査しながら、別途検討を進めることとする。

(例：学長を中心とする運営体制、学内の教職員間の認識の共有、学校法人の理事会と教学組織の関係)

こうした事項は、東日本大震災後の人材育成の在り方と関連しながら検討を要する。

中央教育審議会の教育振興基本計画部会では、平成23年7月に「東日本大震災を受けて教育振興基本計画の策定上留意すべき課題について」を取りまとめている。

そのほか、大学分科会で検討している論点は、今回の取りまとめのほかに、多岐にわたっており、引き続き、それらとも連動しながら、大学分科会として検討を行うこととする。

2. 機能別分化の進展への対応の観点から、大学の取組を支援する方策

(1) 機能別分化の進展に対応した取組への財政支援

① 大学財政の枠組み

大学財政の枠組みとしては、大きくは、

- 基盤的な経費、
- 学生個人への経済的支援、に加えて、
- 優れた教育への支援、

が存在している（このほか、教員個人の研究を支援する科学研究費補助金や、国家的課題に対応する研究プロジェクトの支援等が存在）。

このうち、優れた教育への支援に関しては、これまで、特定の政策課題に基づくプロジェクトの幅広い支援（G P事業）や、研究者を養成する卓越した教育研究拠点の整備（C O E事業）が推進されており、これらを通じた多様な成果が見られる。

【優れた教育への支援に関する検証】

- 昨年の大学分科会の審議経過概要（第4次報告）で、国公私立大学を通じた教育への支援に関し、その成果・課題、改善の方向性を取りまとめている。

② 大学が重視する機能を強化し、組織的な教育を効果的に進める支援

こうした蓄積を生かしながら、機能別分化の進展に対応し、各大学が自らの判断で重視する機能や役割を充実・強化し、組織的な教育を効果的に進めるため、以下のような支援を講じることが喫緊の課題となっている。

(ア) 今日的な状況の変化、例えば、

- ・ 我が国の震災後の復興を担う多様な人材育成の必要性、
- ・ 加速化するグローバル化、産業・就業構造の変化の中の人材育成の必要性、などの課題に取り組むため、大学としてのイニシアティブにより、以下の観点から学位課程を構築する新たな展開に対し、テーマを細分化せず、効率的・効果的に支援することが必要である。

- 学長のリーダーシップにより、その大学としての使命を明確化する（個別分野の活動にとどまらない、全学的な組織的・体系的な活動を重視する），
- 組織的・体系的な教育を実施する（学生受け入れ／教育課程の編成／学位授与の3つの方針を明確化した上で実施），
- そうした取組を実現するため、教学に関するガバナンスを確立する，

また、こうした支援に当たっては、地域の発展を支える人材育成などに関し、大学間連携による取組が一層進むようになりますことを求められる。

(イ) 社会全体のグローバルの進展の中で、各大学では、学習成果の設定やそれに到達するための教育内容・方法に関し、従来以上に、国際的な動向を前提とすることが求められる。

こうした中で、国際的な教育研究活動や学生交流に重点を置く大学は、一部に限られるものではなく、大学教育のグローバル化を進める事業について、既存のものに加え、より幅広い大学を対象とする観点からの充実が必要である。

【国際化関連事業について】

- 文部科学省の有識者会議により、平成23年4月に「产学官によるグローバル人材の育成のための戦略」が取りまとめられており、ここでの提起により「国際化拠点整備事業」（いわゆるグローバル30）について、大学の国際化のためのネットワーク形成の推進の観点から見直しがなされている。
- 政府の「グローバル人材育成推進会議」が、平成23年6月に取りまとめた「中間まとめ」も、グローバル人材育成における大学教育の役割を強調している。

(ウ) 医療系人材など高度専門職業人の養成に関しても、機能別分化の進展への対応のため、従来の事業の成果を検証し、更なる展開に取り組むことが求められる。

③ これらの事業の実施後の評価と普及

こうした活動への支援に当たっては、その実施成果（大学関係者でない者を含む）による厳格な評価・検証が必要である（例えば、教育の質の向上、教学に関するガバナンスの改善、他大学への波及効果、社会への貢献の状況）。

また、こうした事業を通じた成果に関し、大学関係者により情報が共有されることで、他大学でも、それぞれの特色に基づいて活用されていくことを一層重視すべきである。

(2) 大学の教育活動の可視化

① 各大学・大学団体における取組

大学の教育情報は、各大学による自主的・自律的な取組によってなされることが基本である。各大学では、平成23年4月の制度改正に基づき、公表が必須とされている情報の公表を進めるとともに、それぞれの特色ある教育活動の状況について発信している。

【教育情報の公表に関する制度改正】

- 平成22年の答申「大学設置基準等の改正について」により、本年4月から、分野ごとの教育研究目的、教員組織や学生数、教育課程や学生支援の概要、キャンパスの状況などについて、各大学で公表することとされた。

各大学の活動に加えて、大学団体によっては、加盟大学のための参考指針を作成するなど、大学の取組を支援する動きも見られる。

② 大学教育の情報発信の仕組み（大学ポートレート（仮称））の整備

こうした活動を前提としながら、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質の向上を図る観点から、各大学の特色や強みをはじめとする教育情報が、大学関係者に共有されるとともに、大学に関心を持つ者に幅広く分かるようにする仕組み（以下では「大学ポートレート」と仮称する。）を、可能な限り早期に整備することが必要である。

こうした仕組みに関し、諸外国では急速な進展が見られるのに対し、我が国の現状は立ち遅れていると言わざるを得ない。とりわけ、今後、大学に関する国際的な交流が一層進展していく中で、各国の大学制度と、個別大学の情報について、分かりやすく発信する仕組みを整備することは国際的な課題になっている。また、その整備に当たっては、優れた人材が国境を越えて求められている現状を踏まえ、大学を取り巻く国内事情だけでなく、国際的な視点に基づく検討が欠かせない。

こうしたデータベースを含む仕組みの検討に当たっては、平成23年8月の「大学における教育情報の活用と公表に関する中間まとめ」に基づき、大学団体の参画により、いわば大学コミュニティによる自主的・自律的なものとしてなされるべきである。その際、大学の持つ社会的責務にかんがみ、高等学校関係者や企業関係者

等の意見が適切に反映されるようにすることが求められる。

【大学ポートレート（仮称）の概要】

社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質の向上を図る観点から、大学ポートレート（仮称）を速やかに整備することとし、その実施体制とスケジュールを明確化しながら、大学団体をはじめ関係者の参画による検討を具体的に進める必要がある。

その際、以下の3つの観点からの活用が想定される。

(ア) 大学が、教育情報を、自らの活動状況を把握・分析することに活用。

- ・ 教育・学生支援、学内組織の整備に取り組む契機とする。

(イ) 大学の多様な教育活動の状況を、大学教育に関係・関心を持つ国内外の様々な者に分かりやすく発信。

- ・ 公表が義務化された教育情報、学校基本調査の基礎的な情報のほか、小規模大学・地方大学を含む各大学の特色・強みを表すものとする((1)に掲げた支援に基づく取組を含めて掲載する)。
- ・ その際、画一的なランキングを助長しないようにしながら、分野等に着目し一定の範囲で比較可能なものとする。
- ・ また、グローバルな教育活動を重視する大学のための海外発信として活用する。

(ウ) 大学の業務負担軽減。

大学への外部からの恒常的な調査が年間150件を超えるとの指摘もあり、基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、大学の負担を軽減する。

③ その他

大学の取組を社会に分かりやすく示す観点から、オープンキャンパスを通じて大学教育を経験する機会や、いわゆる「オープンコースウェア」などインターネットを通じた授業内容の発信の充実が求められる。

また、各大学でどのような教育を受けられるか積極的に情報発信することで、学生が他大学で学修することが一層容易になるなど、学生の流動性の向上を通じた教育の内容・方法の豊富化が進むことも期待される。

(3) 大学を支援する団体の役割の充実

① 大学を支援する団体の活動の充実

大学の機能別分化の進展に対応しながら、その教育の質の向上を進めていくためには、上述の(1)と(2)の施策の充実を通じて、例えば、

- 大学の様々な取組の収集と、それらの成果・課題の分析、
 - 大学教育の効果などに関する研究と、それに基づく施策立案、
 - これらの情報を大学間での共有・活用と、社会への幅広い公表、
- などの取組を一層充実させることが不可欠である。

こうした観点から、大学の自主性・自律性への配慮との関係から、政府と大学の中間にあって、大学を支援する団体の機能を充実することが課題とされており、その具体化を図ることが重要である。

【学士課程答申での提言等】

- 平成20年の答申「学士課程教育の構築に向けて」では、民間団体や国の機関等が、教育の質保証、評価、経営支援、財政支援、学生支援等のために様々な活動している実態を踏まえ、多様な大学団体の役割が一層強化されることが提言されている。

(大学団体としては、一般的に、大学により構成される包括団体、機能別・類型別の団体、評価団体などが挙げられる。)

- 大学分科会としても、上記の答申以降、大学団体の活動の充実に関し、以下のような制度改正や大学間連携について提起してきた。

- 例
- 大学団体による大学への支援（例：情報公表のための参考指針作成）
 - 地域コンソーシアムや、FDのための地域共同拠点の活動の充実
 - 認証評価機関の連絡協議会を通じた認証評価の充実
 - 日本私立学校振興・共済事業団による私立大学への経営相談と支援
 - 海外大学との連携に関し、大学団体による認定など自主的な活動の充実

② 諸外国の動向を踏まえた我が国の取組

諸外国では、大学間の連携による自主的な団体、政府出資による公的機関、各種の財団など、大学を支援する多様な団体が存在している。これらの団体が、政府とも連携しながら、財政支援や評価を通じて大学の教育研究活動を支援する取組が進

んでいる。その場合の支援の内容も、財政支援だけでなく、学生の学習行動をはじめとする調査研究、情報公表のための仕組みの整備、教職員の職能開発など、ソフトな手法の充実が進んでいる。

我が国においても、大学の教育研究活動を効果的に支援していく観点から、大学を支援する団体の活動が一層充実されることが期待される。

なお、政府では、独立行政法人を抜本的に見直す検討が行われており、独立行政法人のうち大学支援を目的とするものについても、こうした動向の中で、大学の教育研究の特性を踏まえた支援を効果的に行う観点から、その組織や機能の見直しを検討する必要がある。

(4) その他

認証評価では、各大学の活動の状況が幅広く公表されており、そのなかには、優れた取組や課題に関する情報が掲載されており、こうした情報を一般の者に分かりやすく公表することが求められる（例えば、各大学の評価結果報告書の内容について、テーマ別に紹介するようなレポートの公表）。

また、各大学が重視する機能に着目した評価についても、評価団体において、その具体化を進める必要がある（例えば、国際的な教育研究活動に特色を発揮する大学を対象とする「国際的な活動」の評価の実施）。

補足1：今後さらに審議を深めるべき関連意見

大学分科会における論点は多岐にわたっており、本文に掲載したもののはか、以下の内容をはじめとする意見に関し、今後、さらに検討を深めることとする。また、本文に掲げた施策の具体化に当たっても、こうした意見に配慮することが求められる。

1. 審議に当たっての基本的な考え方

- 大学改革に関する今日的な問題意識として、
 - (1) グローバル化の中で高度な教育研究の必要性、
 - (2) 大学の輩出する人材の産業界とのミスマッチとの指摘、
 - (3) 少子化による経営困難な大学における対応、の3つの課題が挙げられ、これらを踏まえた検討が求められている。
- グローバルに活躍できる人材の育成が国内外の大学で行われており、また、産業界を含む社会の様々なセクターが、そうした人材を求めている中で、我が国の大学が、大学外の幅広い社会の多様な声を聞きながら、改革を進める必要がある。

2. 大学教育を通じた共通基盤の確立について

- 各大学が、機能別分化の進展の中で、社会の要請に応える人材養成のために、学生受入れ／教育のプロセス／学位授与、の3つの方針を設定し、その結果として、人材養成が本来の目標にのっとって行われたか評価し、教育改善にフィードバックする仕組みを整えることが課題となっている。
 こうした観点から、各大学で、3つの方針の設定とその運用が適切になされているか確認しながら、質保証の検討を進めるべきである。
- 大学教育において、学問を通じて「問題設定－仮説設定－仮説検証－結果報告」を修得し、自ら考えることができる人材を育成することは、この大きな変化の時代に欠かせない。
- 日本の大学で育った学生が国際社会でリーダーシップを発揮できるような教育を受けていないならば、我が国の発展に大きな影響を与えることとなる。

- グローバル化した企業では、人材獲得は国際的な観点で行われており、そうした企業内の職員選考では、日本の大学の卒業者が、海外大学の出身者に勝てない事例がある。
- 日本の大学が、ほかの国の大学に比べて劣っているということはないのではないか。理科系の者を多く採用する企業においては、専門分野の専門知識を修得していることを求めていることもあり、大学にそれほど問題点が多いということはない。企業は、採用後に、厳しいグローバル教育を実地で行っており、大学では、こうしたことに対応できるような、基礎的な知識・技能や、自らの専門分野を修得するような教育が求められる。
- 大学教育を通じた共通基盤の確立という観点から、大学教育部会では、学士課程教育の課題について検討を開始している。そこでは、重要な課題は、学生にどう勉強させるかであって、その方策として、カリキュラムの体系性を整備すること、そして、教員の教育に向かう姿勢を個人的なものから組織的なものに変えていかなければならない。
学士課程の施策を検証する際には、分野によって状況が違う原因も議論すべきである。

3. 機能別分化の進展への対応のための支援策

(1) 機能別分化の進展に対応した取組への財政支援

- 大学の機能別分化を進め、そのガバナンス強化を通じて、各大学が、個性・特色を生かして教育を行うことで、多様な人材を育成していくことが不可欠となっている。こうした質の高い教育に対し、財政的に支援するとともに、その状況を社会に対して公表する仕組みを整備することは喫緊の課題である。
- 大学予算全体や各大学の経営資源が限られている中で、優先度を定めて支援することが必要である。
- 地方の大学は、大学としての使命を定めて、幅広い職業分野で活躍する人材を養成するなど地域に貢献する多様な取り組みが見られる。従来のG P事業やC O E事業に変わり、機能別分化の進展に対応した取組への支援が必要である。
- 従来のG P事業は、個々の教員の発想に基づくボトムアップ型であり、また、その成果の学内全体や他大学への波及について課題が残った。
それに対し、大学としての全学的なイニシアティブに基づいて教育目標を設定し、それを中心にカリキュラムを体系化し、組織的に取り組むものを支援すべきではないか。
その際、学部や学科ごとではなく、学長のリーダーシップに基づいて行われる大学全

体としての活動が支援されるべきである。

- GP事業や「グローバル30」をはじめ、大学のグローバル化を動機づけるための公的資金があるが、今後の展開の強化のためには、機関としての大学を単位とする助成よりも、英語による授業や、海外の大学との共同学位など、プログラムに着目した支援を充実させることが必要である。
- 学内外の厳格な評価や検証に当たっては、大学関係者だけでなく、幅広く社会の意見を求めることがしなければならない。また、評価に際し、各大学が目指している機能が実現できたか、また、他大学へのインパクトはどうかといった観点が必要である。
- GP事業の支援終了後に何らかの改革につながったという事例は多く、大学団体において、その調査を実施しており、こうした結果も参考にすることが考えられる。

(2) 大学の取組を可視化する仕組み大学ポートレートの整備

- 「大学ポートレート」の整備に当たり、その予算・運営体制・スケジュールなど早急に具体化すべきである。
グローバル化した企業では、人材獲得が国際的に行われており、国内の内輪での議論では切迫感がなく、「大学ポートレート」の整備は、スピード感をもって取り組むとともに、整備に当たって、海外の大学や企業の視点を取り入れることが重要である。
- 大学教育に関する社会への発信に当たっては、どのくらい社会に寄与したか明らかにすべきである。大学教育における利益率(rate of return)の計測に関し、学生個人に着目した分析は蓄積されているが、大学教育の公共財として分析は難しい。大学の機能別分化の進展の中で、例えば、国際性・地域貢献などの観点から、公共財としての成果指標を編み出すことが重要である。
- 企業は恒常的に社会の評価を受けている。大学も、教育の質の計測や評価などの検討を加速し、こうした状況を社会に公表していくことで、自然淘汰が進むような環境とすることが求められる。
- 高校生などの大学への進路選択を検討している者には、大学評価の報告書を読んでいるものもあり、各種の報告書の公表と活用をさらに進めることも重要である。
- 「大学ポートレート」を通じた情報公表は、大学の質の保証を伴ったものとしなけれ

ばならない。例えば、「画一的なランキングを助長しない」ということは重要であるが、一方で、国際的な各種の評価や、社会からの評価などの客観的なデータの活用を工夫することが考えられる。

(3) 大学団体の活動の充実

- 今回の3つの課題（大学教育の共通基盤の確立、機能別分化の進展への対応、そのための学内ガバナンスの強化）に向けて、様々な大学の成功事例や困難な課題などについて、大学間で交換すべき情報がまだあるのではないか。

例えば、過去のGP事業がもとになって、カリキュラム改革に発展したり、何らかの形で学部・学科の再編等につながったりしている事例も少なくないと思われる。こういう事例の情報を交換していくことで、改革を進める余地があるのではないか。こうしたことは、従前より課題とされてきたが、さらに検討を深める余地があるのではないか。

- 各大学が、それぞれの目的やその達成方法、あるいは地域・分野などの多様性の中で、それぞれが掲げる多様な機能がどのように実現されているかが評価の対象とされるべきである。

こうした取組を進めるためにも、大学により構成される包括団体や、そのほかの中間団体の役割が重要である。

4. 学内ガバナンスの強化

- 大学のガバナンスについて、さらに議論する必要がある。ガバナンスのスタイルは各大学で多様であってよいが、ある程度の共通の改善点もあるのではないか。

例えば、アメリカでは、学士課程教育は、部局単位ではなく、大学全体として管理運営されている。また、カリキュラムが構造化されることで、「この授業では何を教えなければならぬか」が自ずと決まり、授業時間や、学生の個別指導に充てる時間量もある程度決まつてくる。アメリカの大学教育は、時代に応じて変化しており、その際には、個別の大学の学長によるイニシアティブがきっかけとなって、様々な大学に広がった事例もある。

一方、我が国の大学の各種制度は、時代とともに変化して現在に至っているものであり、大学の自治を前提としつつ、諸外国と比較しながら、より合理的な観点から検討を要する。そういう観点から、より具体的に議論すべきである。

- 教育の質の向上や機能別分化に関連して、ガバナンスのあり方を検討することは重要な要素である。ガバナンスのスタイルには、一つの望ましい基準があるのではなく、各

大学の目指す目的や多様な教育・研究のあり方に合った形で行われるものである。

- 様々な大学改革のテーマがあるが、 そうした改革が実行される仕組みがなければ実現しない。改革の方法は、 大学によって多様であるべきだが、 学内だけで議論するのに加え、 地域や社会の期待に応えているかという視点から運営を改善する仕組みを整える必要がある。

補足2：審議に関連する資料

- | | |
|---|--------------|
| 1. 機能別分化に関するこれまでの審議会の指摘 | P.18 |
| 2. 「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月) | P.19 |
| 3. 学士課程教育に関する新たな検討について | P.20 |
| 4. 「グローバル化社会の大学院教育(答申)」の概要(平成23年1月) | P.21 |
| 5. 第2次大学院教育振興施策要綱(概要) | P.22 |
| 6. 大学の取組みを支援する仕組みの整備(プログラムの変遷) | P.24 |
| 7. 文部科学省における国際関係事業の推進 | P.25 |
| 8. グローバル人材育成推進会議「中間まとめ」(概要) | P.26 |
| 9. 大学における教育情報の活用と公表に関する中間まとめ【概要】 | P.28 |
| 10. 教育情報の公表の項目 | P.29 |
| 11. 諸外国の例 ①イギリスの“Unistats”の概要
②米国の“College Portraits”的概要 | P.30
P.31 |
| 12. 海外における大学を支援する団体の例 | P.32 |

1. 機能別分化に関するこれまでの審議会の指摘

① 大学審議会(H10)「21世紀の大学像と今後の改革方策」は、大学が理念・目標に基づき、多様化・個性化することを提起

高等教育に対する社会の多様な要請等に適切にこたえていくためには、……個々の学校がそれぞれの理念・目標に基づき様々な方向に展開しつつ、更にその中の多様化・個性化を進めていかなければならぬ。大学は、それぞれの理念・目標に基づき、

- 総合的な教養教育の提供を重視する大学、
- 専門的な職業能力の育成に力点を置く大学、
- 地域社会への生涯学習機会の提供に力を注ぐ大学、
- 最先端の研究を志向する大学、
- また、学部中心の大学から大学院中心の大学など、

それぞれの目指す方向の中で多様化・個性化を図りつつ発展していくことが重要である。

② 中教審(H17)「我が国高等教育の将来像」は、大学が持つ機能を例示し、機能の比重の置き方が、個性・特色として表れると指摘

大学は、全体として

- 世界的研究・教育拠点、
- 幅広い職業人養成、
- 特定の専門的分野の教育・研究、
- 地域の生涯学習機会の拠点、
- 高度専門職業人養成、
- 総合的教養教育、
- 社会貢献機能

等の各種の機能を併有する。

各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い(=大学の選択に基づく個性・特色の表れ)に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。

③ 従来の審議を踏まえ、文科省から大学分科会に、各大学がその強みを発揮できるような支援策の検討を依頼(H23)

大学に対する学生・社会からのニーズは、グローバル、ナショナル、ローカルの各段階において多岐にわたるが、各大学は、大学としての役割・機能のうち、自らの“強み”となるものに重点化することで、それぞれの使命を果たしている。

このように、各大学が、使命を明確化しながら、機能別に分化し、また、連携に取り組むことは、我が国の大学が、資源を有効に活用しながら、全体として質の高い教育研究を実現する上で重要であり、そうした活動の更なる推進のための政策の方向性について。

(参考) 大学設置基準の規定（分野別の人材養成目的や、修得すべき知識・能力の明確化）

○教育研究目的の公表（大学院はH19から、学士課程はH20から）

- 大学は、
- ・学士課程は、学部・学科・課程ごとに、
 - ・大学院は、研究科・専攻科ごとに、
- 人材養成目的などの教育研究目的を制定・公表すること。

○修得させるべき知識・能力の公表（H23から）

大学は、教育上の目的に応じて、学生に修得させるべき知識・能力を積極的に公表するよう努めること。

2. 「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成20年12月）

【現状・課題】

① 「学位授与の方針」について

- ・主要国では「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へ
- ・一方、我が国の大学の教育研究の目的は抽象的
- ・学位授与の方針が、教育課程や評価を律するよう機能していない
- ・大学の多様化は進んだが、最低限の共通性が重視されていない



【改善方策の例】

- ・大学は、学位授与の方針を具体化・明確化し、公開
- ・学位授与の方針と学位審査の客觀性を高める仕組み
- ・学修の成果を重視した大学評価
- ・中教審として、大学の参考指針として「学士力」を提示

【「学士力」の主な内容】

- ① 知識・理解（文化、社会、自然 等）
- ② 汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力 等）
- ③ 態度・志向性（自己管理力、チームワーク、倫理観、社会的責任 等）
- ④ 総合的な学習経験と創造的思考力

② 「教育課程編成・実施の方針」について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業外を含めて45時間の学修を1単位とする考え方方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存し、組織的な取組が弱いとの指摘



- ・順次性のある体系的な教育課程を編成（ナンバリングなど）
- ・国は分野別のコア・カリキュラム等の作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客觀的な評価基準を適用

③ 「入学者受入れの方針」について

- ・ユニバーサル段階を迎えると、入試によって大学の入口管理を行うことが困難（一方、特定の大学をめぐる過度の競争）
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化



- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化、また、入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

④ その他の課題

- ・FDは普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・主要国は、大学団体が質保証に大きな役割を果たすが、我が国では低調
- ・学士課程教育の充実に向けた財政支援が不可欠



- ・教員、大学職員の研修の活性化、教員評価での教育の重視
- ・大学団体の質保証活動の充実、学術会議の分野別質保証の検討
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

3. 学士課程教育に関する新たな検討について

- 平成20年の「学士課程答申」以後、各大学で様々な改革が進んでいる状況の成果と課題について検討し、一定の論点整理を行うことについて。

1. 中心とするテーマ（イメージ）

- (1) 「学士力」 → 各大学の重点を置く機能や使命に照らしながら、修得すべき知識・能力を明確化すること、また、その取組状況の把握と、その充実。
- (2) 教育内容・方法 → 学生の学習量と、その密度。
- (3) 学内の実施体制 → 学長によるリーダーシップによる運営と、F D・S Dを通じた教職員の職能開発と認識の共有を通じた運営。

2. 留意すべき観点（例）

- (1) 機能別分化の進展を踏まえること
 - ・ 各大学で重点を置く機能や分野等が多様である現状
- (2) グローバル化、産業・就業構造の動向を踏まえる（震災後の人材育成の在り方）
 - ・ 大学教育の内容・方法の検討
 - ・ その支援・奨励方策の検討
- (3) 国際的な動向を踏まえた学生の流動性を高める。
 - ・ 国内外を問わず幅広い年齢層の学生が、優れた教育・学生支援を受けられるための環境の整備
 - ・ 国際的な質保証の動向を踏まえた制度的検討（単位互換に関する枠組みなど）

3. スケジュールと審議の進め方（案）

- 当面の方針として、年度内を目指して、一定の論点整理を行うこととしてはどうか。（その結果を踏まえて、部会としての考え方の取りまとめを検討する）。
- その際の部会としての手順、進め方をどのようにするか。
(学士課程に共通の事項と、分野による多様性があることをどのように踏まえるか)
- なお、検討に当たっては、「教育振興基本計画」の作業動向にも留意する。

4. 「グローバル化社会の大学院教育（答申）」の概要（平成23年1月）

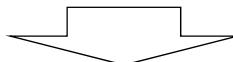
<検討の経緯>

- 平成17年に、中央教育審議会答申は「新時代の大学院教育（答申）」で、大学院教育の実質化（教育課程の組織的展開の強化）と国際的な通用性・信頼性の向上を提言。これに基づき、文部科学省は「大学院教育振興施策要綱」を策定して、大学院教育の質的向上を推進。
- その後、約5年が経過し、国内の大学院の中から、約430専攻を調査し、成果や課題を検証し、今後の改善方策を検討。

<検証結果>

全体として、大学院教育の実質化に向けた取組が着実に進展。

一方、優れた改革の他大学・他専攻への波及が不十分、また、博士課程では、体系性ある教育の確立や、キャリアパスの整備等が課題。



<改善の方向性>

21

グローバル化や知識基盤社会が進展する中、博士号取得者が産官学の中核的人材として活躍できるよう、大学院教育、とりわけ博士課程教育に重点を置く大学において、質の保証された教育を確立する必要。

1. 学位プログラムとしての大学院教育の確立

学位プログラムとして、修得すべき知識・能力を明確にした教育を通じて、学生の質を保証

教育情報の公表による大学院教育の「可視化」

コースワークから研究指導に有機的に繋がる体系的教育

優れた学生が大学院で学ぶ環境の整備（経済的支援）

学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制

産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立

2. グローバルに活躍する博士の養成

課程を通じ一貫した博士課程教育を確立し、グローバルに活躍する高度な人材を養成

創造的な研究活動を自立して遂行できる一貫した博士課程教育

成長を牽引する世界的な大学院教育拠点（リーディング大学院）

日本人・外国人学生の垣根を越えた協働教育の推進

5. 第2次大学院教育振興施策要綱（概要）

「施策要綱」の趣旨

平成23年8月5日
文部科学大臣決定

中教審答申を踏まえ、文部科学省として早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的に施策を展開することを目的とし、「第2次大学院教育振興施策要綱」（対象期間：平成23～27年度）を策定。

中教審答申は、「新時代の大学院教育」（平成17年9月）と「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年1月）。
「第1次大学院教育振興施策要綱」は、平成18～22年の5年間を対象とした。

基本的な視点

グローバル化や知識基盤社会の更なる進展、震災からの復興・再生、新たな社会の創造・成長等を見据え、大学院教育の実質化に向けた取組を強化することを基本に、国内外の多様な社会への発信と対話、大学院修了者の活躍の視点を重視し、大学院教育の質の保証・向上のための施策を実施する。

具体的な施策

1. 学位プログラムに基づく大学院教育の確立

● 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育

- ・コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な大学院教育の確立。

- 優れた取組の情報提供。

- 教育の質の向上に関する優れた取組の推進。

● 学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立

- ・各教員の役割と連携を明確にし、体系的な教育を提供するための組織的な指導体制の確立。また、大学・専攻間の連携による質の確保。

- 複数教員による研究指導など、大学院の指導体制に関する優れた事例の情報提供。

- 小規模専攻の融合型専攻への再編、専攻・大学間の連携、入学定員の見直しの促進。

● 実効性ある大学院評価の取組の推進

- ・分野別の自己点検・評価の促進など、実効性ある大学院評価の取組の推進。

- 教員の教育研究活動評価に資する評価指標開発
- 共同利用拠点を中心に、大学教員の養成のための取組（プレFD）の促進。
- TA（ティーチング・アシスタント）の推進。

- 分野別の自己点検・評価に関する情報提供。

2. 新たな社会の創造・成長を牽引する博士の養成

● 前期・後期一貫した博士課程教育の確立

- ・全課程を通じ一貫した学位プログラムを構築し、産学官の中核人材として活躍できる高度な人材を養成するための博士課程教育。

- 複数専攻制、研究室ローテーションなど専門分野の壁を破る統合的な教育の推進。

- 博士論文作成に必要な基礎的能力の包括的な審査(Qualifying Examination)を、修士論文に代えて行う仕組みの導入と推進。

- 標準修業年限や修得単位数の見直し。

- 社会人の学位取得を促進する学位プログラムの在り方の検討。

● 社会の創造・成長を牽引するリーダー養成と世界的な大学院教育拠点の形成

- ・俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたり国際社会で活躍し、新たな社会の創造・成長を牽引するリーダーを養成するため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、前期・後期一貫した学位プログラムを構築する博士課程教育を支援し、世界的な大学院教育拠点を形成。

- 「リーディング大学院」の形成促進（博士課程教育リーディングプログラム）。

- グローバルCOEプログラムの成果を踏まえ、国際的に卓越した博士課程の教育研究機能を發揮する環境形成の推進。

3. 社会との対話と連携による教育の充実と、学生が将来への見通しを持てる環境の構築

● 教育情報の公表の推進

- ・産業界や地域社会が大学院教育への認識を深め、学生が将来のキャリアパスを描くことができるよう、大学院教育の「可視化」を推進。

- 教育情報の公表の義務化（23年4月～）。
- 大学院教育に関する情報を集約し、一覧できる仕組みの整備。

● 学生が将来への見通しをもって学ぶ環境の整備

- ・優れた学生が教育研究に専念できる支援の充実。
- ・国内外に開かれた公正な入学者選抜の実施。
- ・柔軟な研究指導、進路変更の仕組みの導入。

- 特別研究員事業、フェローシップ・TA・RAとして活用可能な競争的経費の充実。
- ファイナンシャル・プランの公表の促進。
- 大学院入学者選抜に関する規定の整備。
- 入学後の研究室等の変更ルールの整備促進。

● 社会との連携の強化と多様なキャリアパスの確立

- ・産業界や地域社会の多様な機関との連携による人材養成の強化。
- ・社会の様々な分野で活躍する多様なキャリアパスに向けた取組の展開。

- 企業と大学による従来の枠を超えた対話を通じた産学協働の推進。
- 企業、研究機関、NPO、学協会等の関係機関との教育面での連携促進。
- 博士課程修了者の進路の実態把握。

● 若手教員等の教育研究環境の改善

- ・若手研究者に自立と活躍の機会を与え、キャリアパスを見通すことができるよう、ポストの確保やキャリアパスの整備を促進。

- 科学研究費補助金の一部基金化。
- テニュアトラック制の普及・定着。
- 若手研究者が海外で切磋琢磨する場の提供。
- 出産、育児と研究の両立の促進。

4. 大学院教育のグローバル化の促進

● 国際的な連携・交流と質保証の推進

- ・国際的な大学の質の保証に関する協議の主導。
- ・欧米やアジアなどの国々との連携・交流や、大学の国際展開の促進。

- 「キャンパス・アジア」構想の実現。
- 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業の実施。

● 外国人・日本人学生の垣根を越えた協働教育

- ・海外の大学と連携し、日本人・外国人学生の垣根を越えた交流を通じた協働教育。
- ・異文化を理解し、多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を備えたグローバル人材の養成。

- 大学の世界展開力強化事業の開始。
- 単位互換の上限単位数の引き上げの検討。
- 海外大学とのジョイント・ディグリーの実現に向けた検討。

5. 専門職大学院の質の向上

- ・社会経済の各分野で指導的役割を果たすとともに、国際的にも活躍できる高度専門職業人材を養成するという制度創設の理念に立ち返り、専門職大学院の教育内容の充実や質の向上を推進。

- 専任教員の他の学位課程の必置教員数への算入の特例措置が終了した後の教員組織の在り方の検討。
- 認証評価機関が存在しない場合の特例措置の廃止。

取組施策の評価

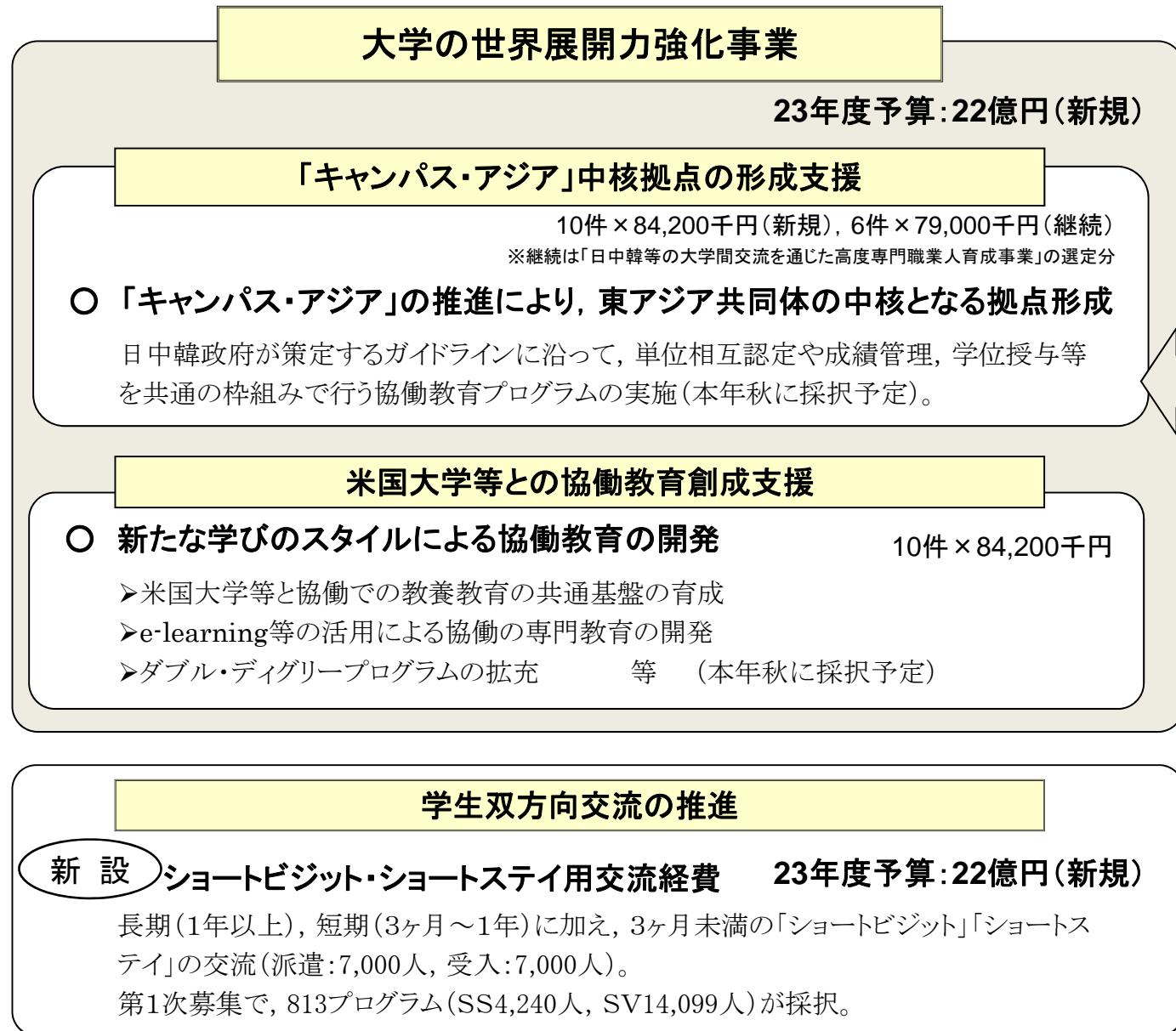
個別の取組状況について調査・公表するとともに、震災後の我が国の復興・再生に向けた取組状況も踏まえ、必要に応じて、この要綱の見直しを行う。

6. 大学の取組を支援する仕組みの整備（プログラムの変遷）

以下の図は、各事業について、新規採択を行った年度を表している。

政策目標		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23				
世界を牽引するリーダー養成									リーディング大学院プログラム						
国際的に卓越した教育研究拠点の形成		21世紀COE				グローバルCOE									
教育の質の向上支援	学部段階を中心とした教育の質の保証と向上	特色ある大学教育支援 現代的教育ニーズ取組支援		質の高い大学教育推進 新たな社会的ニーズに対応した学生支援 社会人の学び直しニーズ対応			教育・学生支援推進 就業力育成支援								
	大学院教育の実質化							魅力ある大学院教育にシティ							
	社会人の学習や地域活性化							大学院教育改革支援プログラム 社会人の学び直しニーズ対応							
グローバル化に着目した支援	大学教育の国際化	教育の国際化推進プログラム													
	国際化拠点の形成							国際化拠点整備		日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成	世界展開力強化				
高度専門職業人養成等に着目した支援	高度専門職業人養成	専門職大学院形成支援プログラム 教員養成推進	専門職大学院等教育推進		高度専門職業人養成教育推進										
	質の高い専門医療人材の養成と大学病院の機能強化		質の高い医療陣育成推進プログラム			がんプロジェクト養成	周産期医療環境整備		周産期医療環境の整備	専門医療人材養成機能強化					
	産学連携による専門的人材育成の充実				派遣型高度人材育成協同プラン サービス・イノベーション人材育成		大学病院連携型高度医療陣養成			看護師の人材養成システム					
							産学連携による実践型人材育成			チーム医療推進人材養成					
					先導的ITスペシャリスト育成推進										

7. 文部科学省における国際関係事業の推進



「国際化拠点整備事業」を組み立て直し

大学の国際化のためのネットワーク形成の推進

13件 × 221,600千円

産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化を通じ、大学の資源と成果を共有化

- 英語で学位取得可能なコースの整備
- 海外共同事務所でのワンストップ対応
- 産業界との連携、拠点大学間のネットワークにより、資源と成果の共有化

大学独自の取組

●大学間交流協定数

15年度:10,791

20年度:14,867

●先進的な取組(例)

・授業は全て英語

・全学生に1年の留学を義務付け

8. グローバル人材育成推進会議「中間まとめ」（概要）

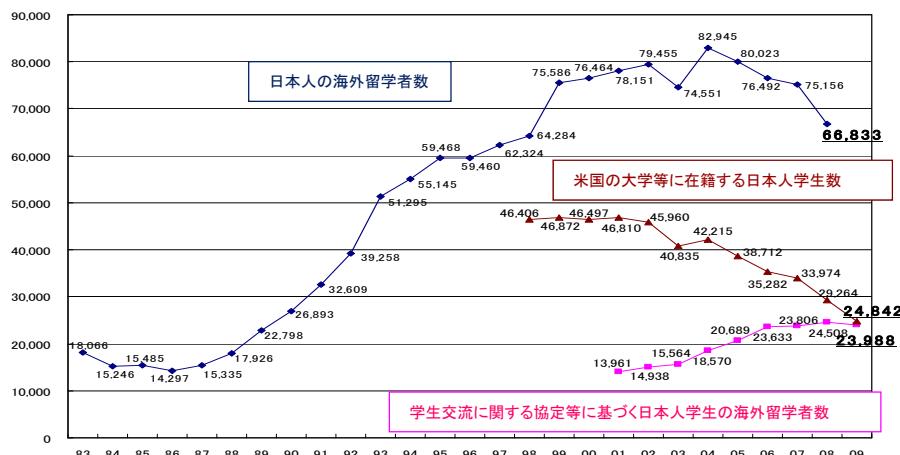
平成23年6月22日

1. 基本的な問題意識

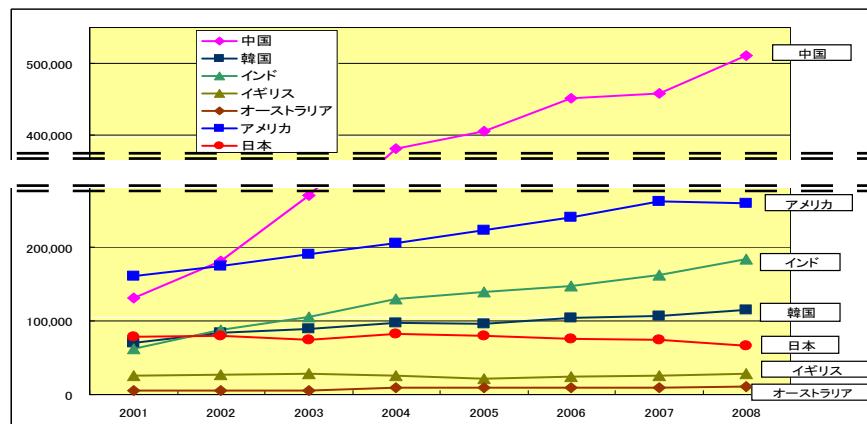
(1) 海外留学の動向と「内向き志向」

- 2004年(平成16年)以降、海外へ留学する日本人学生の数は減少。
同世代に占める留学者の比率も、2004年(平成16年)以降は減少傾向。
日本人学生の海外留学者数の男女比はおよそ1対2。
- 一方、中国・インドや韓国等は、海外留学者数を増加。

(日本人の海外留学生数)

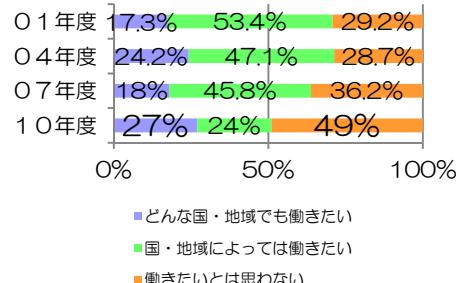


(国(地域)別学生の海外派遣者数の推移)



- 若い世代の「内向き志向」意識の背景となる社会システム上の構造的な要因の克服が重要。
- 従来は、高校教育の困難化・大学教育の空洞化と採用の早期化・長期化が同時に進行するという悪循環。
- 今後、高校関係者・大学関係者・企業関係者・保護者等が一齊に具体的な行動を起こすことで、若い世代を後押しする好循環を生み出すことが不可欠。

(新入社員の海外勤務希望)



(高等教育への公財政支出の対GDP比)

	日本	アメリカ
公費負担	0.5%	1.0%
私費負担	1.0%	1.9%
うち家計	0.76%	0.85%
民間	0.24%	1.05%
合計	1.5%	2.9%

※GDP 日本:アメリカ=1:3

(2) 我が国経済的発展と国際社会との関わり

- 現状のままでは、我が国はBRICsやVISTAといった新興国台頭等、変化の激しいグローバル化時代の世界経済の中で「日本のガラパゴス化」が懸念され、緩やかに後退するのではないかとの危機感。
- 「産業・経済上の活力の持続」と「社会生活面での幸福・充足感や(精神的)豊かさ」とが両立した、経済・社会の調和のとれた発展を目指すべき。→世界からの信頼と尊敬を得て存在感のある国へ
- 今こそ、社会全体のシステムを、個々人の人生設計を柔軟かつ多様に支援する複線型の社会システムへと変革。その第一歩であり眼目が、国家戦略の一環としての「グローバル人材」の育成。

2. グローバル人材の育成及び活用

- (1) 「グローバル人材」とは
 - 「グローバル人材」の概念を整理すると、概ね、以下のような要素。
 - 要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力
 - 要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
 - 要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ
 - このほか、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークと（異質な者の集団をまとめる）リーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー等。
 - グローバル人材の能力水準の目安を（初步から上級まで）段階別に示すと、
 - ① 海外旅行会話レベル ② 日常生活会話レベル ③ 業務上の文書・会話レベル④ 二者間折衝・交渉レベル ⑤ 多数者間折衝・交渉レベル
 この中で、①②③レベルのグローバル人材の裾野の拡大については着実に進捗。今後は更に、④⑤レベルの人材が継続的に育成され、一定数の「人材層」として確保されることが極めて重要。

(IMD世界競争力ランキング(2011年))

(TOEFLの成績の国別ランキング)
<全体順位> (163か国中)

順位	国名	TOEFLスコア
1位	オランダ	100
2位	ギニア・イタ	98
3位	セントルシア	96
4位	オーストリア	95
5位	：	94
6位	韓国	91
7位	：	89
8位	中国	77
9位	：	76
136位	カメルーン、トーゴ、クウェート、日本	70
137位	ギニア、シエラレオネ	69

<我が国が強い指標>	
・平均寿命	1位
・環境技術	2位
・研究開発投資	3位、4位
<我が国が弱い指標>	
・携帯電話料金	59位
・外国語のスキル	58位
・依存人口比率	55位

- 特に大学入試と企業採用について、従来の発想及び制度から大きく脱却することが喫緊の課題。

(2) グローバル人材の育成及び活用に向けた諸課題

- 我が国の18歳人口は、今後約10年間は110～120万人程度の規模で横ばい。
- この期間のうちに、若い世代では、同一年齢の者の中約10%（即ち約11万人程度）が20歳代前半までに1年間以上の留学ないし在外経験を有することを目指す。
- 今後、
 - ・高校留学の促進等の初等中等教育の諸課題
 - ・大学入試の改善等の大学教育の諸課題
 - ・採用活動の改善等の経済社会の諸課題
 等について、政府・行政関係者のみならず、高校関係者・大学関係者・企業関係者・保護者多くの関係者が、同時並行的に連動して具体的な方策に取り組むことが不可欠。

3. 初等中等教育(英語・コミュニケーション能力、高校留学、教員の資質・能力等)

- ☆18歳頃の時点までに1年間以上の留学ないし在外経験を有する者を3万人規模に増加（留学しても3年間での高校卒業が可能である旨を周知徹底）。
- ☆高校卒業時に国際バカロレア資格を取得可能な、又はそれに準じた教育を行う学校を5年以内に200校程度へ増加。
- ☆英語担当教員採用で、TOEFL・TOEICの成績等を考慮。また、外国人教員の採用を促進。 等

4. 大学教育(大学入試、高等教育の国際展開、留学生交流等)

- ☆AO入試等の際にTOEFL・TOEIC等の活用を促進。
- ☆大学の学生のTOEFL・TOEICの成績等の公表、特色あるカリキュラムや授業方法、9月入学やセメスター制等を促進。
- ☆在外経験の重視・特色ある入試方法・単位取得や修了認定上の配慮等を通じて国際化推進に顕著な成果を上げる大学の取組を、財政支援の重点化等を図りつつ、強力に促進。
- ☆大学生で1年間以上の留学経験を有する者を8万人規模に増加。（18歳頃の時点までの3万人と合わせて11万人規模（同一年齢者のうち約10%相当））
- ☆学生・若手研究者・社会人を通じた在外期間中の滞在・生活費支援の仕組みづくりを促進。（产学研連携による奨学金制度の創設）
- ☆大学・大学院への飛び入学・早期卒業の促進や高校の早期卒業の制度的整備等の検討。
- ☆国別・地域別の留学生交流戦略の明確化。
- 等

5. 経済社会(採用活動、採用後のグローバル人材育成・活用等)

- ☆企業の雇用慣行として「卒後3年以内の新卒扱い」、「通年採用」、「Gap Year」等を普及・促進。
- ☆学業と両立する就職活動時期（早期化・長期化の是正）。
- ☆時代の変化に対応した企業等の求める人材像の明確化及び学生や大学・高校、保護者側への積極的な発信（企業トップと人事担当部課長の意識統一）。
- ☆留学経験者の積極的採用に向けた経済団体への働きかけ（就職活動・採用時期の改善等）や先進事例の収集等。
- ☆国家公務員に関し、2012年度（平成24年度）より、採用試験等に「政治・国際」の区分を創設し、博士号取得を目指す長期在外研修員を派遣。
- ☆各省（例えは外務、文科、厚労、経産等）の国家公務員採用時の在外経験者比率（実績）や中途採用の状況等を公表。
- ☆「新しい公共」の担い手たるNPO法人等を活用して、官民共同のネットワーク型センター機能「グローバル人材特訓道場（仮称）」を整備・創設。
- 等

6. その他(職業教育・訓練、国際ボランティア活動、環境整備等)

- ☆新進の芸術家やスポーツ選手等各界での活躍が期待される人材を、関係機関の連携により戦略的に海外に派遣。
- ☆グローバル人材の育成・採用・活用に積極的な大学・高校・企業等を相互に連携して顕彰。
- ☆産学関係者による継続的な対話の場（フォーラム・円卓会議等）を設定。
- 等

グローバル人材の育成は、ひとり政府・行政関係者のみならず大学関係者・団体や企業関係者・経済団体等を主動的な起点とする一つの社会的な運動として、継続的な取り組みが必要。

9. 大学における教育情報の活用と公表に関する中間まとめ【概要】

1. 大学の教育情報に関する現状等

- この10年間の段階的な取組を通じ、各大学による情報の公表が着実に進展。大学団体による支援も活発化しつつある。
- そうした基盤の上で、学術の中心である大学の特性や多様性を十分に踏まえながら、教育情報を、自らの活動の把握・分析に活用し、また、教育活動を国内外に分かりやすく公表することが課題。

2. 教育情報の公表・活用の促進方策

(1) 各大学の自主的・自律的な取組

- ・ 各大学が、自らの使命・教育活動の状況を分かりやすく示す工夫を促進
- ・ 国際競争力の強化のため、海外への積極的な情報発信

(2) 大学団体等による支援

- ・ ガイドライン作成
- ・ 優れた大学改革の取組などの収集と発信

(3) 大学の負担の軽減

- ・ 学校基本調査等の基礎的な情報の共有・公表の仕組みを構築
- ・ 文部科学省の調査等について、項目の削減や調査頻度を見直し

(4) 教育情報の活用と公表を進めるための場の整備

→ データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築

【趣旨】

- 大学が、教育情報を、自らの活動状況を把握・分析することに活用。
- 大学の多様な教育活動の状況を、大学教育に関係・関心を持つ国内外の様々な者に分かりやすく発信。
- 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、大学の業務負担軽減。

【運営】

- 大学と大学団体の参画により、大学コミュニティが自主的・自律的に運営する。
 - ・ 高等学校関係者や企業関係者等の意見も適切に反映されるようにする。

【内容】

- 我が国の大学の歴史的経緯や多様性を踏まえ、情報の内容や表示方法を工夫する。
 - ・ 公表が義務化された教育情報、学校基本調査の基礎的な情報のほか、小規模大学や地方大学を含む各大学の特色・強みを表す。
 - ・ 画一的なランキングを助長しないようにしながら、分野などに着目し一定の範囲で比較可能なものにする。
 - ・ グローバルな教育活動を重視する大学の海外発信に活用できるようにする。

10. 教育情報の公表の項目

すべての大学を対象とする教育情報	参考：国際的な発信の観点から想定される情報項目例 (大学分科会が、大学の参考に資する観点から作成)
<p>1. すべての大学で公表すべき事項</p> <p>(1) 教育研究上の目的（学部・学科・課程等ごと）</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織（学部、学科、課程等の名称）</p> <p>(3) 教員組織、教員数（男女別・職別）、教員の保有学位・業績</p> <p>(4) 入学受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、卒業後の進路（進学者数、就職者数、主な就職分野等）</p> <p>(5) 授業科目の名称、授業の方法・内容、年間授業計画</p> <p>(6) 学修成果の評価の基準、卒業認定の基準</p> <p>(7) 校地、校舎等の施設・設備その他の教育研究環境 (キャンパス概要、運動施設の概要、課外活動の状況とそのための施設、休息を行う環境、主な交通手段等)</p> <p>(8) 授業料、入学料その他の費用徴収、寄宿舎・学生寮等の費用、施設利用料等</p> <p>(9) 学生の修学、進路選択、心身の健康等の支援（留学生支援や障害者支援等の様々な学生支援を含む）</p> <p>2. 公表に努めるべき事項</p> <p>○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系（どのようなカリキュラムに基づき、どのような知識能力を身に付けるか）</p>	<p>○外国人教員数、研究成果の生産性や水準（論文数・論文被引用数等）</p> <p>○教員当たり学生数（フルタイムとパートタイム教員）</p> <p>○各授業の平均学生在籍数</p> <p>○学生の卒業率、学位授与件数</p> <p>○ナンバリングとシラバス（学内で共通化）</p> <p>○インターンシップの機会</p> <p>○英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況</p> <p>○学生交流や単位互換、ダブル・ディグリー等の実績</p> <p>○単位認定、学位認定、成績評価の基準（大学としての統一方針）</p> <p>○留学生への支援の状況（留学生の学位取得状況、卒業後の就職状況）</p> <p>○明確な方針に基づく教育課程とその水準 ・修得すべき知識・能力の明確化と、それを体系的に修得できる教育課程</p>

11. 諸外国の例

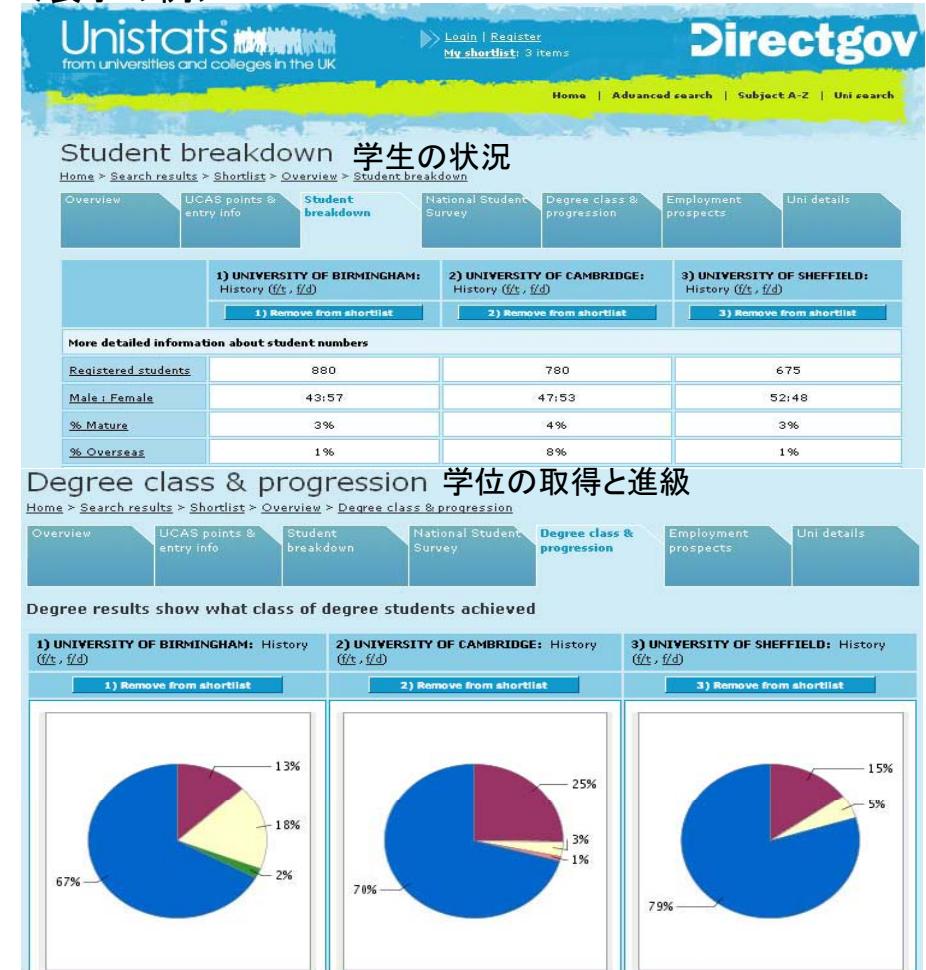
① イギリスの”Unistats”の概要

英国では、大学への公財政の配分を担うHEFCEと大学入試手続を担うUCASが、各大学が提供する教育コース(学士課程と大学院)ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している。

- (1) 開始年:2007年
- (2) 参加大学:全大学
- (3) 運営:大学への公財政配分団体(HEFCE)と大学入学手続を担う団体(UCAS)
- (4) 情報の入力:高等教育統計局(the Higher Education Statistics Agency (HESA)), 統計情報の提供を担う団体(the FE data service), HEFCEの各大学関係の機関・団体と各大学で実施
- (5) 項目の内容:
 - 学生の入学時の情報
入学時のスコア分布/入学前に保有する学位等
 - 学生の内訳
学生数/学生の男女比/成人学生の割合
パートタイム学生の割合/留学生の割合
 - 学生の満足度
 - 学位取得と進級
学位取得者の状況(ファースト, セカンドほか)
 - 卒業後の就職状況
卒業6ヶ月後の就職状況/進学・就職等の割合
 - その他 QAAによる機関評価へのリンク

- (7) 表示の方法:3つのコースを選択し、項目ごとにグラフなどを用いて表示

<表示の例>



11. ② 米国の”College Portraits”の概要

米国では、州立大学の大学団体が、共通フォーマットで大学情報を提供する”College Portrait”を構築・運営している。

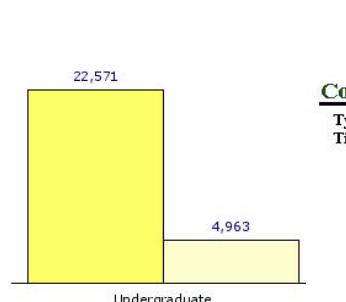
- (1) 開始年:2007年
- (2) 参加大学:米国州立大学協議会、米国州立大学・土地贈与大学協議会に加盟する297の公立大学
- (3) 運営:米国州立大学協議会、米国州立大学・土地贈与大学協議会
- (4) 項目の選定:70機関から、学長、学部長、学生関係職員、IR関係職員、教員など、80名を超える委員が参加し、8ヶ月をかけて項目を整理
- (5) 情報の入力:各大学で実施
- (6) 項目の内容:
 - 学生／家庭の情報
 - ・学生の特徴
 - ・学士課程における就学状況
 - ・経費と経済的支援
 - ・キャンパスライフ
 - ・入学に関する状況
 - ・取得学位、学問分野、卒業後のプラン
 - 在学中の経験
 - 学生の学習成果

- (7) 表示の方法:各大学ごとに、グラフなどを用いて表示

<表示の例>

Student Characteristics (Fall 2010)

Student Level and Enrollment Status

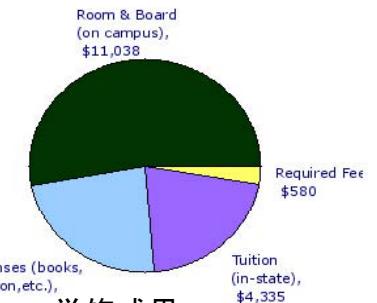


Total Students

経費と経済的支援

Costs of Attendance and Financial Aid

Typical Undergraduate Costs for 2010-11 without Financial Aid (Full-Time, In-State Students)



学修成果

Pilot Project to Measure Core Learning Outcomes

Colleges and universities participating in the College Portrait measure the typical improvement in students' abilities to think, reason, and write using one of three tests. This is part of a pilot project to better understand and compare what students learn between their freshman and senior years at different colleges and universities.

2008-09 Results from the Collegiate Learning Assessment

The Collegiate Learning Assessment (CLA) measures critical thinking, analytic reasoning, problem solving, and written communication using a performance task and an analytic writing task. The scores from the tasks are reported separately below.

Performance Task Results for First-time, Full-time Students

The increase in learning on the performance task is well above what would be expected at an institution testing students of similar academic abilities.

Freshman Score: 1165

Senior Score: 1205

CLA score range: 400 to no maximum score.

Average SAT scores for tested students

Freshman Score: 1050

Senior Score: 1104

ce: \$20,780
varies based
duced through

12. 海外における大学を支援する団体の例

アメリカ

憲法の規定により、高等教育は州政府の管轄下にあり、連邦政府は直接に関与しない。そのため19世紀後半から、民間財団などが大きな役割を果たした。現在では連邦政府も高等教育に大きな役割を果たすが、様々な団体等を介在させている。

	補助金	質的保証・情報公開	調査研究・政策形成・訓練
政府設置			
連邦教育統計センター (NCES)		<ul style="list-style-type: none"> ・IPEDS（中等後教育データベース）連邦教育相の下で高等教育機関についての情報をデータベース化 ・学生向け連邦ローンデータシステム National Student Loan Data System for Students ・Financial Responsibility Composite Scores 大学の信用度をデータベース化 	<ul style="list-style-type: none"> ・National Postsecondary Education Cooperative (NPEC) — IPEDS の企画、分析
全米科学財団 (NSF)	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費の選抜・配分、大学院奨学金の配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術・高等教育関係統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教材の提供 National Science Digital Library (NSDL)
アメリカ学術会議 National Academy of Sciences National Research Council (NRC)		<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士課程の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・とくに自然科学における大学教育開発
CHEA—Council for Higher Education Accreditation	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦奨学金の適格認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・適格認定団体の質保証 	
財団等			
カーネギー財団	<ul style="list-style-type: none"> ・各種高等教育改革プロジェクトへの補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーネギー大学分類の開発、公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーネギー大学教育改革アカデミーCarnegie Academy for the Scholarship of Teaching and Learning (CAST) 等
ルミナ財団 (LUMINA) Institute for Higher Education Policy (IHEP)	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・学位内容プロフィール作成事業 The Degree Qualifications Profile ・大学機関評価 	
その他財団・財団	同上		

団体			
地域適格認定団体		・大学の適格認定 (Accreditation)	・質的改善のための講習会等
ACE -American Council on Education			・大学教育政策の形成 ・学長セミナー Presidential Seminars and Roundtables ・学長の意見交流 雑誌 Presidency ・学部長研修
The Association of American Colleges and Universities (AAC&U)			・大学教育改革についての全国調査 ・評価・改善の研究会
The National Center for Higher Education Management Systems (NCHEMS)		・州政府に対するコンサルティング、州別高等教育データベース	・達成度評価の研究 ・成果評価実施についてのコンサルティング
National Student Clearinghouse		・全米の学生の修得単位データベースの作成提供	
アカデミック関連			
The National Center for Public Policy and Higher Education		・Measuring Up 2006 全米各州の州立大学の達成度比較(学生の達成度評価結果を含む)	
The Voluntary System of Accountability (VSA)		・大学ポートレート College Portraits、達成度評価を含む	
NSSE -National Survey of Student Engagement		・学生調査、教員調査	・NSSE Users Workshop
ACT		・各種標準化テスト	・標準化テストの開発研究
College Board		・各種票重化テスト(SAT等)	・標準化テストの開発研究
ETS		・各種標準化テスト	・標準化テストの開発研究
教育支援審議会 Council for Aid to Education (CAE)		・大学生一般能力テスト(CLA) の開発実施	・同テストを用いた教育改善グループの
専門職団体			
AIR(Association for Institutional Research)		・IPEDS 講習会	・Professional Development Institutes
SHEEO-State Higher Education Executive Officers association			・National Commission on Accountability in Higher Education 州立高等教育機関の改革についての調査研究
NACUBO (National Association of College and University Business Officers)			・専門コースの開催 ・専門コース修了証書の発行
NASFAA - Student Affairs Administrators in Higher Education			・専門コースの開催 ・専門コース修了証書の発行
AAUP			

【出典】金子元久（独立行政法人国立大学財務・経営センター教授）

中央教育審議会大学分科会（第98回）発表資料